(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の性能向上改修に要する費用の一部 を補助することにより、「震災に強いまちづくり」及び「脱炭素 社会」の実現に寄与することを目的として交付する小郡市木造住 宅性能向上改修工事費補助金に関して、小郡市補助金等交付規則 (平成8年小郡市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年 1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称 で設立された法人をいう。)による「木造住宅の耐震診断 と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき 、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定す る建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することを いう。
 - (2) 性能向上改修工事 次に掲げる改修工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、木造住宅の上部構造 評点が1.0未満のものについて、建物全体を1.0以 上又は1階部分を1.0以上になるよう補強する工事及 びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。
 - イ 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上 が図られる改修工事(開口部、躯体等の断熱化工事、設 備の効率化に係る工事等)をいう。
 - (3) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法 (ツーバイフォー工法をいう。)で建築された木造一戸建 て住宅をいい、かつ、店舗等の用途を兼ねるものは、店舗 等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2 分の1未満のものをいう。
 - (4) 施行者 木造住宅の所有者で、性能向上改修工事を行う 者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号の要件全てに該当する施行者とする。
 - (1) 本要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付を過去に受けたことがないこと。
 - (2) 本市の市税を滞納していないこと。
 - (3) 小郡市暴力団等排除条例(平成22年小郡市条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団等でない者及び暴力団等 と密接な関係を有しない者
- 2 前項第1号に該当する者については、市長が施行者に特にやむ を得ない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず当 該施行者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金 を交付することができる。

(補助対象住宅)

- 第5条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 本市内に存在するもの
 - (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築したもの の又は昭和56年5月31日以前に合法的に建築したもの (昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。)
 - (3) 耐震診断を行い、木造住宅の上部構造評点が1.0未満の もの
 - (4) 地階を除く階数が2以下のもの
 - (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の 規定に違反していないもの

(交付の対象とする費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、性能向上改修工事に要する費用のうち、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の性能向上改修工事(以下「補助対象工事」という。)に要する費用とする。

(補助金の交付額等)

第7条 性能向上改修工事に対する補助金は、次に掲げる額の合計 額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたと きその端数を切り捨てるものとする。

- (1) 性能向上改修工事(原則、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う場合に限る。)を行う場合においては、次のア及びイに掲げる額を合計した額。
 - ア 耐震改修工事を行う場合においては、当該耐震改修工 事に要する費用の50パーセントに相当する額。ただし 、60万円を上限とする。
 - イ 省エネ改修工事を行う場合においては、当該省エネ改 修工事に要する費用の50パーセントに相当する額。た だし、20万円を上限とする。
- (2) 性能向上改修工事(次条の協議において耐震改修工事のみを行うことが必要であると市長が認める場合に限る。)を行う場合においては、当該耐震改修工事に要する費用に相当する額と補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る1平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に延べ床面積を乗じて得た額のいずれか低い額の50パーセントに相当する額とし、60万円を上限とする。
- (3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の 19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第3号の額を差し引いた同項第1号または第2号の額を交付するものとする。 (性能向上改修工事の事前協議)
- 第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、性能向上改修工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、補助金に含まれる消費税及び地方税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、第21条のとおりとする。

(補助金の交付又は不交付の決定)

- 第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった ときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、小郡市木造 住宅性能向上改修工事費補助金交付決定通知書(様式第2号)に より、不交付を決定したときは、小郡市木造住宅性能向上改修工 事費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通 知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。 (補助金交付申請の取下げ)
- 第11条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助対象工事の一部又は全部を中止、又は廃止する場合においては、速やかに小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第5号。以下「取消通知書」という。)により申請者に対して通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更)

- 第12条 申請者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知 を受けたのち、事情により補助対象工事の内容を変更するときは 、速やかに小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付変更申 請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助対象工事の内容の変更を決定したときは、小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付変更通知書(様式第7号)を申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の遂行)

- 第13条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した 条件に従い、適切に補助対象工事を行わなければならない (検査)
- 第14条 市長は、必要と認める場合においては、補助対象工事の 工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、補助対象工事が適切に行われていないと認める場合に は、補助対象工事が適切に行われるよう申請者に指導するものと する。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助 金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第15条 申請者は、性能向上改修工事が完了したときは、速やか に小郡市木造住宅性能向上改修工事費完了実績報告書(様式第8 号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定に基づく補助金交付請求書の提出が あったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

- 第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
 - (3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。
 - (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第16条に定める補助金の額の確定通知を行っ た後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消通知書により申請者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、小郡市木造住宅性能向上改修工事費補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

- 第21条 申請者は、第9条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 申請者は、第15条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方 消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、 その金額(前2項の規定により減額した場合にあっては、その金 額のうち当該減じた額を超える金額)を速やかに書面により市長 に報告するとともに、これを市に返還しなければならない。

(書類の整備及び保存)

第22条 申請者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別 に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。